

建築士太陽光発電設備説明制度に関する施行細則

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年12月24日規則第90号。以下「規則」という。）に定める「その他市長が認める場合」等に該当するものは次のとおり定める。

- 1 規則第39条第3号に定める「その他市長が認める場合」は次のとおりとする。
 - （1） 委託契約前に説明をした場合
 - （2） 建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合
 - （3） 該当する建築物が市の公共施設である場合
- 2 規則第40条第3号に定める「その他市長が必要と認める事項」は次のとおりとする。
 - （1） 説明をした年月日（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明があった年月日）
 - （2） 建築主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - （3） 設計を行う建築物の建築を予定する土地の場所
 - （4） 建築士の氏名（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明を受けた者の氏名）
 - （5） 建築士が所属する事務所の名称

附則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。